

これからの司法と地域福祉の今を考える ～多様な“生きづらさ”を抱えた方が安心して暮らしていくために～

地域生活定着支援センターでは、高齢または障害により福祉的な支援を必要とする刑務所出所者及び刑事司法の入り口段階における被疑者・被告人等の支援を、地域の福祉関係者や行政・司法関係者等と連携し取り組んできました。ここ数年の傾向として、精神障害や加齢、その他の要因により何らかの健康課題を抱える対象者が多く、福祉分野だけでなく保健所や医療との連携が求められています。

来年度より刑務所は懲役刑から拘禁刑に代わり、司法も変わろうとしています。その流れを受け、福祉では対象者をどう受け止め支援していけばよいか、実践報告を聞きながら学べる機会として「関東・甲信越ブロック研修会」を開催いたします。

司法・福祉関係者や地域の方、学生の方など、どなたでもご参加可能です

開催日

令和7年 2月26日(水)・27日(木) [2日間]

会場 時間

1日目 高崎シティーギャラリー コアホール

(2/26) 高崎市高松町35-1 13:00~17:00

※高崎駅西口より徒歩10分、近隣の駐車場をご利用ください



2日目 群馬県社会福祉総合センター 定員：各分科会90名

(2/27) 前橋市新前橋町13-12 9:30~12:30

※新前橋駅より徒歩5分、構内駐車場あり



1日目プログラム

- | | |
|--------|--|
| 12:30~ | 開場 |
| 13:00~ | 開会挨拶
・関東・甲信越ブロック長
・全国地域生活定着支援センター協議会 会長
・群馬県健康福祉部福祉局地域福祉課 課長 |
| 13:10~ | 行政報告
厚生労働省社会援護局総務課 伊豆丸 剛史 氏 |
| 13:30~ | 立命館大学 森久 智江 氏による基調講演
「変わる矯正施設、受け止める地域・福祉・医療に求められること」 |
| 15:00~ | 休憩 |
| 15:10~ | 保健所の役割と福祉との連携のポイントについて考える
・厚木保健福祉事務所 保健予防課 渡邊 晴美 氏
・太田保健福祉事務所 主任 小川 和也 氏
・前橋市保健所 主査 加藤木 啓充 氏
・群馬県こころの健康センター
所長・精神科医 佐藤 浩司 氏 |
| 16:50~ | 閉会挨拶 |



森久 智江 先生

立命館大学法学部教授。専門は犯罪学、少年法、刑事訴訟法。九州大学大学院法学研究院助教、立命館大学法学部准教授を経て、2017年より現職。犯罪をした人の社会復帰と犯罪に向き合う社会のあり方について、修復的司法の観点から研究に取り組む。

主な共著として、『刑事司法と福祉(第2版)』(中央法規、2024年)、『「司法と福祉の連携」の展開と課題』(現在人文社、2018年)、『司法の期待に福祉はどう応えるのか～福祉の自立性と司法との連携～』(独立行政法人国立重度知的障害者施設のぞみの園、2016年)、『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』(現代人文社、2012年)などがある。

研修会2日目の内容は裏面へ

2日目プログラム

群馬県社会福祉総合センター

9:30~12:30 【開場 9:10~】

第1分科会 (B01会議室)

「PCAGIP (ピカジップ) 法を用いた事例検討体験」

罪を犯した障害者・高齢者の事例を取りあげます。グランドルールとして
◆批判はしない、◆メモはしない、◆結論を出す必要はないという目から
うるこの、みんなが元気になる事例検討会です。お申し込みの際、事例
の募集をします。

参考：『新しい事例検討法PCAGIP入門』村山正治・田中行重（共著）創元社

「PCAGIP法によるカンファレンス」

①Person-Centered-Approach :『問題解決の主人公はクライアント
である』(ロジャーズ) ■カンファレンスを「経験豊富な指導者から助言を受け
て学ぶ場」にはしない

②参加者は、事例提供者と共にその事例に取り組む仲間である ■参加者
は共に作り上げる事例物語を共有し、自らのケースとして考える

③カンファレンスの目的を「問題解決」に置かない ■事例提供者が予想もし
ない参加者の多様な視点が事例提供者のヒントになる

第2分科会 (203AB会議室)

「*入口支援における地域との連携」

逮捕される方の中には刑務所出所者と同じように高齢者・障害
者など多数の方々が混在しています。定着センターとして相談を受
ける対象者は、障害者・高齢者のみを支援の対象にしている県もあ
れば、生活困窮者や住宅がない方、「8050問題」における高齢者
虐待など多様なケースにかかわるなどの県の特徴があります。

それらの実践事例を神奈川・山梨・群馬の地域生活定着支援セ
ンターと、保護観察所、検察庁の方に登壇いただき、地域の福祉関
係者とともに連携しながら取り組んでいるのか皆さんと一緒に考
えたいと思います。

*入口支援…矯正施設（刑務所や少年院など）に入所する前の段
階で、高齢又は障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者
に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連
携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しする取組みのこと。

お申し込み方法

下記QRコードまたはURLから、希望されるお申し込みフォームへお入りください。定員に達した場
合には、お申し込みを締め切らせていただくことがあります。お申し込み後、1週間以内にご登録いた
だいたメールアドレスに確認メッセージを送付させていただきます。メールが届かない場合や取消される
場合には、お手数ですが下記センターまでお問合せください。

1日だけ・分科会だけの参加も可能です。多くの方々のご参加をお待ちしております。

1日目 お申し込みフォーム



<https://forms.gle/U5XzAbosxvftuBoh6>

第1分科会



[https://forms.gle/
FdAkGhMTjLmN24jz5](https://forms.gle/FdAkGhMTjLmN24jz5)

2日目

お申し込み
フォーム

どちらか一方を
お選びください

第2分科会



[https://forms.gle/
sjuxTQB67guhym8n9](https://forms.gle/sjuxTQB67guhym8n9)

< 地域生活定着支援センターについて >

不起訴または執行猶予の判決を受けて釈放された方、実刑になって刑務所などの矯正施設の出所を迎えた
方々の中には、障がいや高齢などの理由により福祉的な支援を必要とする方もいらっしゃいます。そのような
方々が直ちに福祉サービスにつながるよう、各都道府県に設置される地域生活定着支援センターが、保護観察
所・検察庁などの司法機関や、行政機関、福祉機関、医療機関、弁護士、保護司などと連携して、社会復帰や地
域生活への定着を支援しています。詳しくは、全国地域生活定着支援センター協議会ホームページをご覧ください！

全定協



【問い合わせ先】

群馬県地域生活定着支援センター

TEL 027-253-7000 / FAX 027-289-6996

✉ gunma-teityaku@harunago.jp

〒370-3573 群馬県前橋市青梨子町1655